

# Weekly Report

第540日号  
令和2年2月3日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和元年分の贈与税の申告が開始

本日から令和元年分の贈与税の申告が始まります（3月16日まで）。昨年中に個人から財産の贈与を受けた方で、以下のようなケースに該当する場合は申告が必要となります。

なお、昨年10月10日に発生した台風19号による災害（特定非常災害）で被害を受けた特定地域内の土地等を相続等又は贈与で取得した場合の評価額については、地価下落を反映した「調整率」が今月26日に公表される予定です。

**◎110万円超の贈与を受けた場合……**暦年課税の基礎控除額は、贈与を受けた方（受贈者）ごとに年110万円です。贈与者の人数などに関わらず1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える場合は申告が必要となります。

**◎相続時精算課税を適用する場合……**原則60歳以上の親や祖父母からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税（特別控除額2500万円）を適用する場合は、期限内の申告が必要です。なお、同制度は贈与者ごとに選択で

きますが、贈与者が亡くなるまで継続して適用されます。

**◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……**親や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、受贈者ごとに一定の限度額まで贈与者が非課税となる措置を適用する場合は、期限内の申告が必要です。

**◎配偶者控除の特例を適用する場合……**婚姻期間が20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住不動産の購入資金の贈与について、2千万円まで控除できる特例を適用する場合は、期限内の申告が必要です。

## 一定の財産を保有する方は調書を提出

昨年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、3月15日までに国外財産の種類や価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出する必要があります（提出がない又は虚偽記載の場合は罰則があります）。

国税庁によると、平成30年分の国外財産調書の提出件数は9961件で、調書に記載された総財産額は3兆8965億円でした。

なお、その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方は、財産の種類や価額などを記載した「財産債務調書」を提出する必要があります。

## ★★★2月のチェックポイント★★★

※贈与税の申告・納付は2月3日～3月16日、所得税の確定申告・納付は2月17日～3月16日。

※新型コロナウイルスの国内への拡散が予想されています。マスクの着用や手洗いをこまめに行うなど予防策の徹底と、セキや発熱のある社員には医療機関への受診と出社を制限して感染を防ぎます。

※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。情報漏洩や個人情報の流出などの新しいリスクや脅威を防ぐためにも、従業員教育・情報管理の定期的な見直しと対策を行います。